

特定事業所加算及び特定事業所医療連携加算の届出に係る添付書類一覧

加算の算定を届け出る場合は、加算区分に応じ、下記のとおり算定の根拠となる書類等を添付してください。

厚生労働省令に定める基準	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(A)	医療連携	算定の根拠となる書類等
常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。	○	/	/	/	加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務形態一覧表</li> <li>主任介護支援専門員研修の修了証明書</li> <li>勤務形態一覧表(特定(A)の場合、兼務先を記載すること)</li> <li>介護支援専門員証</li> <li>会議の定期開催が確認できる資料(次第、出席者名簿、議事録、運営規程等)</li> <li>連絡体制が確認できる書類</li> <li>割合が確認できる書類</li> <li>研修計画書(全体計画及び従業者ごとの個別計画)</li> <li>地域包括との連絡票、運営規程等</li> <li>事例検討会、研修等への参加が確認できる資料</li> <li>特定集中減算に係る届出書(加算算定月の減算有無が確認できるもの)</li> <li>平均件数が確認できる書類</li> <li>「東京都介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録に関する同意書」の写し(財団收受印押印済のもの)</li> <li>実施状況が確認できる書類</li> <li>多様な主体等が提供する生活支援のサービスが位置付けられている居宅サービス計画(事業所の全CMが1件ずつ)</li> </ul>
常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。	/	○	○	○		
常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること	○	○	/	/		
常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること	/	/	○	/		
常勤1名以上、非常勤1名以上(他事業所との兼務可)	/	/	/	○		
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的(おおむね週1回以上)に開催すること。	○	○	○	○		
24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること(営業日以外も)。	○	○	○	○ 連携でも可		
算定月が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の割合が40%以上であること。	○	/	/	/		
介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○	○	○	○ 連携でも可		
地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。	○	○	○	○		
家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。	○	○	○	○		
特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	○	○	○	○		
介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45名未満(介護予防支援の受託件数を含む)であること。 ※居宅介護支援費Ⅱを算定している場合には50名未満	○	○	○	○		
介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。	○	○	○	○ 連携でも可		
他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研究会等を実施していること。	○	○	○	○ 連携でも可		
必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	○	○	○	○		
退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が、年間(前々年度の3月～前年度の2月)35回以上であること。	/	/	/	/	○	退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数及び連携内容が確認できる資料(支援経過、退院・退所情報記録書等)
ターミナルケアマネジメント加算を年間(前々年度の3月～前年度の2月)15回以上算定していること。※	/	/	/	/	○	ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が確認できる資料(支援経過、給付実績等)

※経過措置については特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)を参照のこと。